

晴れの功労者表彰



あま市功労者表彰式を11月3日(木・祝)に市表彰条例に基づいて挙行了しました。

本市の発展と振興にご尽力されました次の1社・3名の方々が表彰を受けられました(敬称略・順不同)。

功労表彰 前 選挙管理委員会委員 足立 光昭(あだち みつてる) 前 教育委員会委員 南谷 恵美子(なんや えみこ)

一般表彰 株式会社マツヤ 学校歯科医 故 竹田 茂(たけだ しげる)

問合先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351



子育て



子育て応援！

ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 12月21日(水)

午前10時～11時45分

場所 大治町総合福祉センター

対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがあるあま市、または大治町在住、在勤の方

※妊婦さん、生後4か月未満のお子

さんをお持ちの方も仮登録可能。

事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。

甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

木曜日 午前9時～正午

※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課

☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児を希望の方は開催日1週間前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、

本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前、よみがな、生年月日)」を入力して送信してください。

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

問合先 あま市・大治町広域ファミ

リー・サポート・センター事務局

(七宝公民館 1階)

☎462・0150

FAX 462・0160



令和5年度及び春休み 児童ク

ラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼

間家庭にいない市内の小学校に就

学している児童

書類配布 12月12日(月)～

※利用申込に関する書類は、各児童館・子育て支援課(甚目寺庁舎)で

配布しています。

必要書類 クラブ登録申請書・父・母

(同居の祖父母)の就労証明書

※指定の書式にて提出してください。

※同居の祖父母の就労証明書について

では、就労している場合、年齢に限らず提出してください。優先順位

に反映させていただきます。

受付期間 令和5年1月5日(木)～14

日(土)

受付場所 各児童館

※電子申請での受付も開始しました。

URLまたは二次元コードからも

申し込みができます。

<https://www.shinsei-e-aichi.jp/city-ana-aichi-uj/>





受付時間 午前9時～午後5時

その他 利用希望者が定員を超えた

場合、就労・家庭・児童の学年など

を審査し、優先順位によりお断り

する場合があります。

令和5年度の利用について

利用期間 令和5年4月1日(土)～令

和6年3月31日(日)まで

※日曜日、祝日、年末年始(令和5年

12月29日(金)～令和6年1月3日(水)

は閉所

利用時間 午前8時～午後6時30分

※早朝・延長利用時間(1日100円)

・午前7時30分～8時

・午後6時30分～7時

負担金

・毎月5,000円

(8月のみ8,000円)

一世帯で2人以上同時利用の場合は、

2人目以降の負担金を半額免除しま

す。

春休みの利用について

利用期間 3月修了式翌日から4月

給食開始前日まで(日曜日は閉所)

負担金

・3月春休み期間2,500円

・4月春休み期間2,500円

※春休み利用につきましては、3月利用分と4月利用分の申請が必要です。

問合先

七宝地区

七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区

美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎ 445・1367

FAX 445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎ 443・1753

FAX 443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚

目寺西小学校)

☎ 442・0083

FAX 442・3068

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎ 444・3173

FAX 443・3555

小規模保育施設についてのご案内

小規模保育施設は、保護者の就労

または疾病等のために家庭で保育が

できない0～2歳児クラスのお子さ

んを保護者に代わって保育する施設

です。入園を希望される方は、各施設

へ直接お問い合わせください。

保育施設名 パオパオルム、パオ

パオルムⅡ

対象児童 満6か月～

利用定員 各19人

問合先

パオパオルム(木田宮前6番地)

☎ 443・7355

パオパオルムⅡ(木田飛江ノ見63

番地1)

☎ 526・6550

福祉



障害者週間について

毎年12月3日から9日までは、障

害者週間として定められています。

障がいのある方への理解を深め、

障がいの有無にかかわらずお互いに

尊重し、支えあつ社会を作りましょ

う。

問合先 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給

月です。

振込み予定日は、12月23日(金)で

すので、ご確認ください。

問合先 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

軽度・中等度難聴児の方への補聴

器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、

言語の習得や健全な発達を支援する

ために、補聴器の購入または修理に

かかる費用の一部の助成を行って

ます。

対象児童

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ①市内に住所を有する18歳未満の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果認められる方
- ④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細についてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

保険・年金



年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

支給要件

- ①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額※¹とその他所得額の合計が881,200円以下であること
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金受給者のうち、前年所得※¹が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円※²」以下であること

※¹障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※²同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

令和4年4月1日時点で支給要件を満たしていた方

日本年金機構から請求手続きのご案内が送られています。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができますので、未

提出の方はお早めにご提出ください。

令和4年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お問い合わせください。

問合先

給付金専用ダイヤル

☎0570・054092

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

高校生等の入院医療費を助成しています

令和4年10月1日診療分から高校生等の入院に係る医療費(保険適用分)を全額助成しています。

受給者証は交付しませんので、いったん入院医療費の自己負担分をお支払いいただき、申請手続きをしてください。

対象者

15歳到達後最初の4月1日から18歳

到達後最初の3月31日までの方
申請に必要なもの

- ・お子様の健康保険証
- ・振込口座の分かるもの(通帳等)
- ・医療費の領収書(受診者名、入院期間、保険診療点数と領収金額が記載されているもの)
- ・印鑑(スタンプ印は不可)

健康保険の高額療養費に該当する場合は、その決定通知書

・家族療養附加金等がある場合は、その支給額がわかるもの

申請場所

保険医療課(甚目寺庁舎)

美和市民サービスセンター(本庁舎)

七宝市民サービスセンター(七宝公民館)

問合先

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

税



家屋の取り壊し・土地の利用状況の変更などをお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和4年12月末日までに、

・家屋の全部または一部を取り壊し

た場合

・新増築した場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合、
税務課(本庁舎)まで連絡してください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の開始について

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が開始となります。これによって、車検を受けるときに必要であった車検用の納税証明書の提示が原則不要となります。
※ただし、2輪のバイクや納付直後、使用の本拠地を異動させたばかりなど、これまでどおり車検用の納税証明書の提示が必要になる場合がありますので、詳しくは税務課(本庁舎)までお問い合わせください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

人権

～毎年12月4日～10日は人権週間～

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市では、市民の皆さんに人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、甚目寺庁舎1階玄関ロビーにて人権週間パネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

期間 12月5日(月)～9日(金)

場所 甚目寺庁舎1階玄関ロビー

～あなたの街の相談パートナー人権擁護委員～

人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

また、市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては、広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

みんなの人権110番 ☎0570・003・110

子どもの人権110番 ☎0120・007・110

女性の人権ホットライン ☎0570・070・810

LINEじんけん相談 右の二次元コードから

〈LINEじんけん相談〉



～人権擁護委員の退任、新任のお知らせ～

人権擁護委員の池田 和恵委員が令和4年9月30日をもって退任されました。

また、令和4年10月1日付で松井 匡人委員(新任)が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

～ブルーリボンを知っていますか～

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者のご家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者のご家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間にはさまざまな行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合先 人権推進課 ☎444・0398 FAX441・8330